

受 理 番 号	請願第 3 7 号
件 名	広島市職員の研修資料として「教育勅語」の使用中止を求めることについて
要 旨	「教育勅語」の本市職員の研修資料としての使用は、「平和文化都市広島」としての存続意義に、全くそぐわず逆行するものであり、即時中止していただくよう請願する。 理由 松井市長は「教育勅語にも良いところがあった」とされ、それを 1 4 年間松井市政下で職員研修に使用し、今後も続けると発言されている。 NHKのニュースで語られたように、「この教育勅語の英訳を見ると何と民主主義の正しいすばらしいことを書いた先端をいくような文書」とべた褒めをされていたが、後半の「それを専制政治というか、特定の人のもべとしてこういうことやろうとしたことが問題なのであってそこを明らかにして残すということもあっていいんじゃないか」、職員研修では、「特定の人のもべとしてこういうことやろうとしたこと」を明らかにされ、言ってこられたのであろうか。 「教育勅語にも良いところがあった」は、戦争そのもの、あるいは戦争責任を隠蔽したい時の「常とう句」のように思える。実際、この「教育勅語復活問題」は戦後現れては消えていく「亡霊」のように繰り返されている「復古主義の焼き直し」であることを、松井市長は御存じないのであろうか。 さらにこの「勅語」を松井市長が言われるように「民主主義の正しいすばらしいことを書いた先端をいくような文書」と「英訳」までして主張されるのであれば、いっそのすばらしい「教育勅語」を広島市の職員研修のみならず、広く世界に発信され、姉妹都市の「ハノーバー市やボルゴグラード市、重慶市、大邱市など」にけん伝されては。 また松井市長は、全国市長会会長、平和首長会議の会長でもあるので国内外を問わず、アピールされてはいかがかと。 その時相手が「平和文化都市広島」にふさわしいと判断するであらうか。

要 旨	それができないのであれば、全く「内向きの独り善がり」な主張であり、諸外国また善良なる日本国民にも受け入れ難いものということになるであろう。以上の理由で即時中止を求める。
--------	---